

## 令和元年第6回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年8月28日(水) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(7人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	4番	近井	一夫
	5番	三原	一英
	7番	山下	篤
- 4 欠席委員(2人)

	6番	吉鷹	敬貴
	8番	古町	綾
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
  - 第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
  - 第3 議案第23号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	森元	俊明
総括主幹	西本	利博
主査	打田	知之

## 7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和元年第6回総会を開会いたします。

本日は、6番吉鷹委員、8番古町委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、7番山下委員、1番赤樫委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。

以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、議事の進行は会長職務代行の逢坂委員にお願いします。

ここで、暫時休憩します。

逢坂委員 会議を再開します。  
事務局より説明願います。

事務局長 議案第22号は、「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を求めるものであります。  
議案書の1ページをご覧ください。

申請者は、貸人が登別市■■町■■番地の■■氏、借人は札幌市■■区■■条■■丁目■■番■■号■■の■■氏で、貸人が所有する農地1筆について、3年間の使用貸借権を設定するものであります。

使用貸借を行う土地は、所在が登別市■■町、地番は■■番■■の一部で、地目は公簿が原野、現況は畑、面積は■■㎡となっております。

借人の状況についてであります。現在、経営地は所有しておらず、労働力は男1人、農業従事日数は年間360日を予定しており、農機具は、トラクター3台、モアコンディショナー1台、レーキ1台、ロールベアラー1台をリースにて所有することとしております。

使用貸借を行おうとする農地の位置、地番図及び写真図は、議案書の2ページから4ページに示しておりますので、ご参照ください。

なお、申請者は農作業歴や研修歴はありませんが、親元での就農のため、貸人である父の指導により農地を耕作するものであり、リースにより確保する機械の能力、農作業に従事する者の状況から見て、耕作の事業に供する農地の全てを効率的に利用することが見込まれること、また、議案書5ページの「農地法第3条調査書」に記載のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

以上です。

逢坂委員 ただいま、議案第22号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

逢坂委員 よろしいですか。  
それでは、採決します。

逢坂委員 議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

逢坂委員 全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定します。  
ここで、議長を会長に交代するため暫時休憩します。

議長 会議を再開します。  
次に、日程番号第2 議案第23号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局長 議案第23号は、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、審議のうえ意見を求めるものであります。  
議案書の6ページをご覧ください。  
本案件につきましては、農地法第6条に基づき、9件の農地所有適格法人から定期報告がございました。  
いずれも、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしていることをご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいま、議案第23号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 よろしいですか。  
それでは、採決します。  
議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第23号については、原案のとおり決定します。  
以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。  
これをもちまして、令和元年第6回農業委員会総会を閉会します。